



薬剤師資格証について

厚生労働省補助事業 保健医療福祉分野の公開鍵基盤HPKIセミナー

日本薬剤師会 医薬情報管理部
河野 行満

2024/03/16

本日の話の流れ

1. 薬剤師資格証の現状
2. この1年で起こったこと
3. 薬剤師資格証のこれから

1. 薬剤師資格証の現状

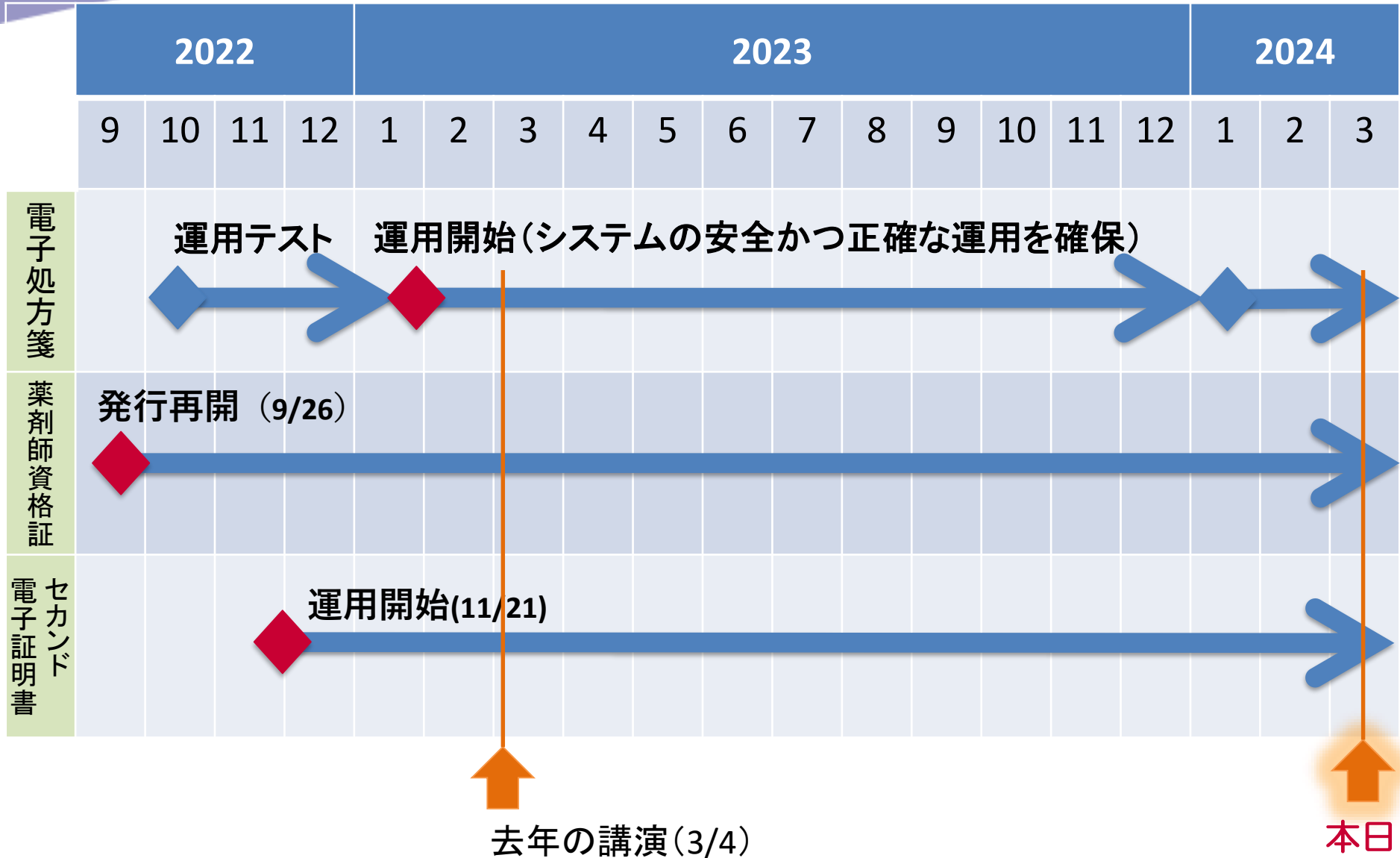
2. この1年で起こったこと

3. 薬剤師資格証のこれから

今の位置



今の位置



激増した薬剤師資格証の発行（昨年のセミナー時）



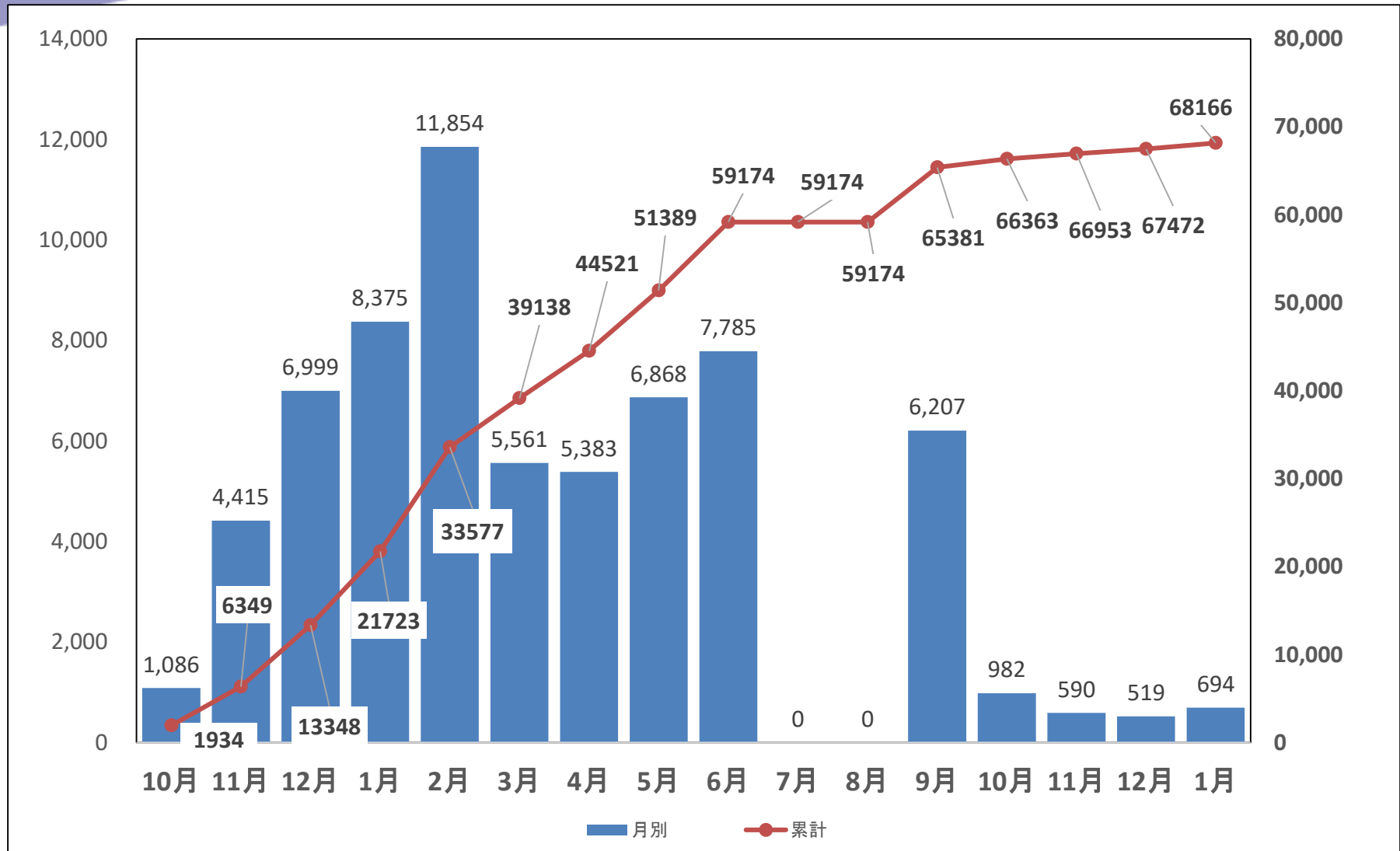
年度		
2015	・ HPKI認証局の構築 <u>H28.3 厚労省準拠性審査</u>	準備
2016	・ 薬剤師資格証発行体制の確立 <u>H28.4 設置承認</u>	4枚発行
2017	・ 全国普及に向けた都道府県薬剤師会への周知	累計46枚
2018	・ 全国普及に向けた都道府県薬剤師会への対応	累計90枚
2019	・ 本格的発行の開始	累計約350枚
2020	・ 発行の継続	累計約650枚
2021	・ 発行の継続	累計約950枚
2022	・ 大量発行の開始(2022/9/26～)	累計約2.1万枚

激増した薬剤師資格証の発行（2024/01末時点）



年度		
2015	・ HPKI認証局の構築 <u>H28.3 厚労省準拠性審査</u>	準備
2016	・ 薬剤師資格証発行体制の確立 <u>H28.4 設置承認</u>	4枚発行
2017	・ 全国普及に向けた都道府県薬剤師会への周知	累計46枚
2018	・ 全国普及に向けた都道府県薬剤師会への対応	累計90枚
2019	・ 本格的発行の開始	累計約350枚
2020	・ 発行の継続	累計約650枚
2021	・ 発行の継続	累計約950枚
2022	・ 大量発行の開始(2022/9/26～)	累計約2.1万枚
2023	・ 大量発行の継続中(2024/1/31現在)	累計約6.8万枚

新規発行数推移



7, 8月は後追い発行処理のため、新規発行を実施していない。

1. 薬剤師資格証の現状

2. この1年で起こったこと

3. 薬剤師資格証のこれから

本日の話の流れ

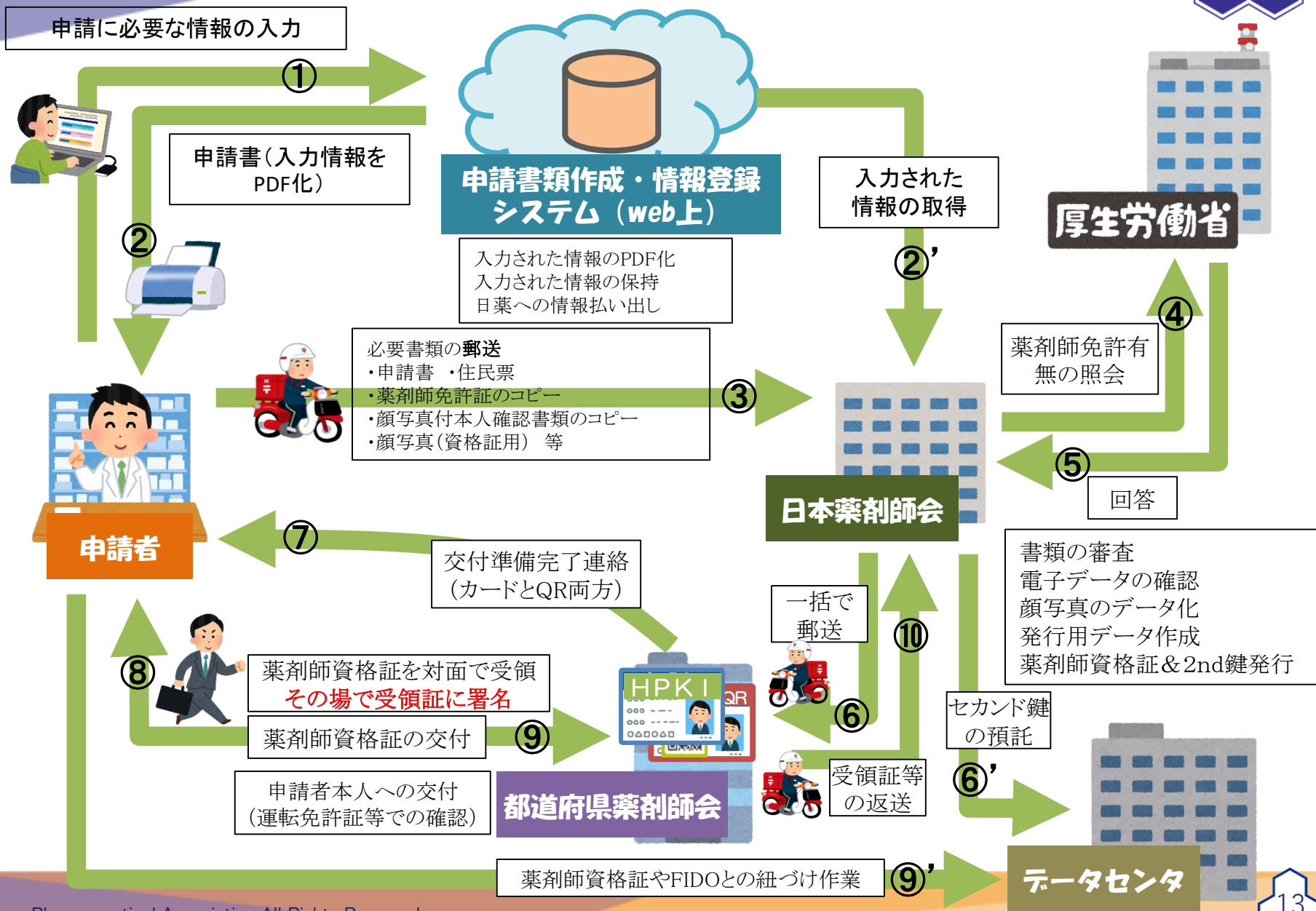
1. 薬剤師資格証の現状
- 2. この1年で起こったこと**
3. 薬剤師資格証のこれから

1. 薬剤師資格証の現状
- 2. この1年で起こったこと**
 - ICカードの不足**
3. 薬剤師資格証のこれから

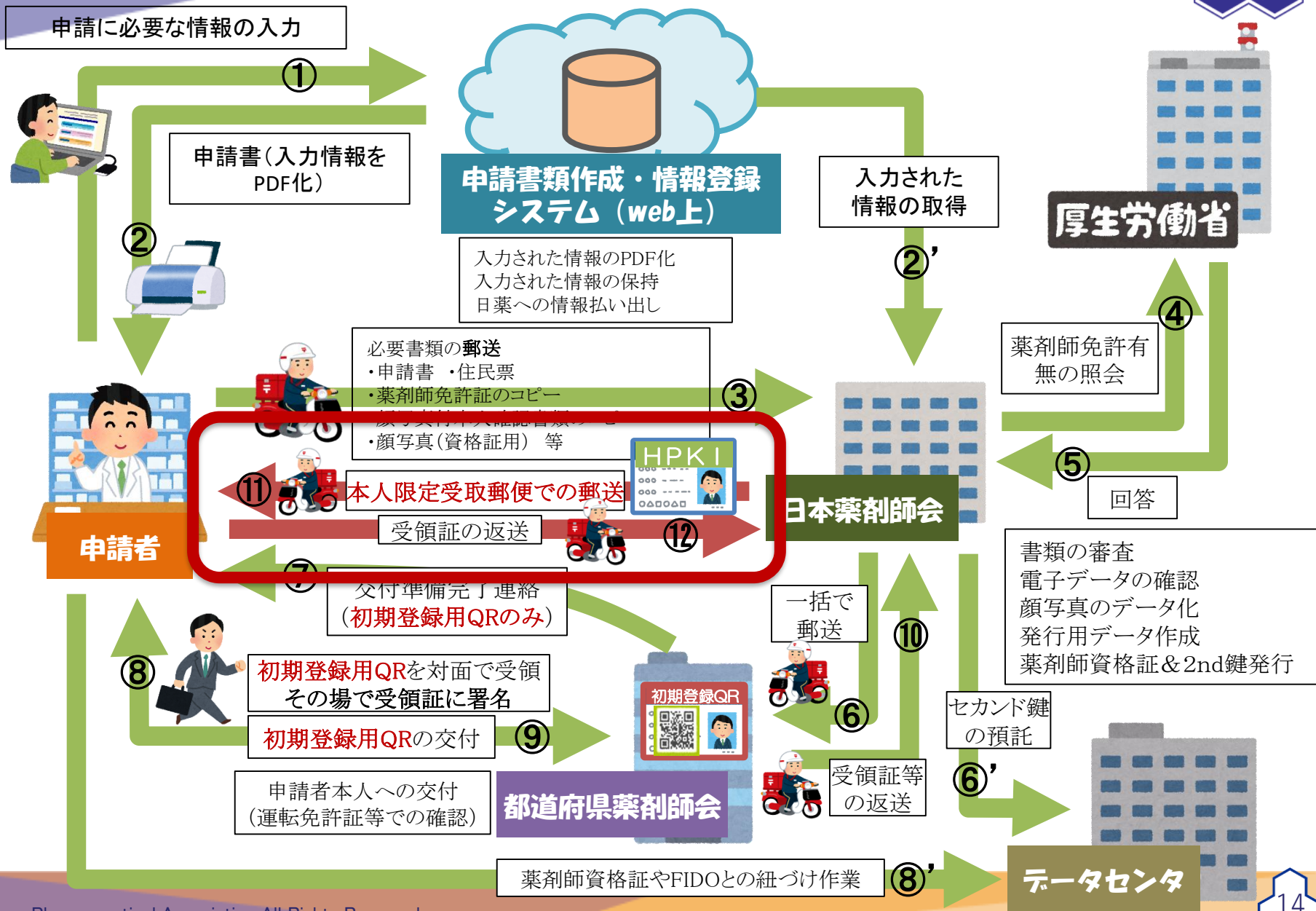
最大の運用負荷：ICカード不足

- 2023/03月上旬～2023/05下旬の3ヶ月間、ICカードが不足したため、セカンド電子証明書のみを先行発行した。その数、約2万5千人分。
- 2023/06月初にICカードが納品されたため、後追いでICカードの発行を開始。後追い発行が終了したのが、2023/09初旬。
- 通常発行が正常に戻ったのは、2023/10月上旬。

セカンド電子証明書とICカードの同時交付



セカンド電子証明書発行、ICカード後追い発行



「ICカード後追い発行」の後処理が継続中

- 約2万5千人に薬剤師資格証(ICカード)を、本人限定受取郵便(特例型)で郵送
- 1,480通が返送される。
 - 返送事由(主なもの)
 - 郵便局に取りに行かなかった(大多数)
 - 住所が違う
- 2度目の送付をするも165通返送される。

「ICカード後追い発行」の後処理が継続中

- 約2万5千人に薬剤師資格証(ICカード)を、本人限定受取郵便(特例型)で郵送
- 1,480通が返送される。
 - 返送事由(主なもの)
 - 郵便局に取りに行かなかった(大多数)
 - 住所が違う
- 2度目の送付をするも165通返送される。

まだしばらく継続しそうです

1. 薬剤師資格証の現状
- 2. この1年で起こったこと**
 - ICカードの不足**
3. 薬剤師資格証のこれから

本日の話の流れ

1. 薬剤師資格証の現状
- 2. この1年で起こったこと**
3. 薬剤師資格証のこれから

1. 薬剤師資格証の現状

2. この1年で起こったこと

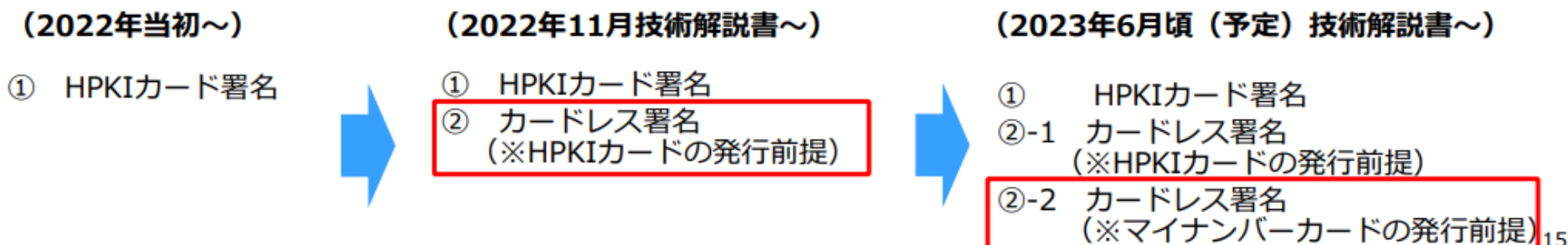
– **マイナンバーカードの活用**

3. 薬剤師資格証のこれから

③ マイナンバーカードを活用した電子署名への対応について

- HPKIカードによる署名について、物理カードを補完する位置づけとして、カードレス署名の仕組みを日本医療情報システム開発センター（MEDIS）において実装し、現在、各システム事業者においてシステム開発を要請中。
- 他方で、デジタル原則からみた医療DXにおいても「マイナンバーカード1枚で患者等が様々な医療・福祉サービスを受けることができ、医師等も医療サービス提供に必要な認証ができる」ことが求められている。
- また、今後の電子処方箋の普及拡大に当たり、電子署名に必要なHPKIカードの発行が課題となっていることを踏まえ、マイナンバーカードを活用したHPKIカードレス署名の検討が進んでいるところ。
 - （注1） 昨年10月～今年2月末累計では、HPKIの申請受付件数は7.3万件である一方、製造メーカーの生産が追いつかない等の要因により、カード発行数は3.0万枚程度（3認証局合計の数値）となっている。日薬・MEDISにおいてはカードレスのみ先行発行中。
 - （注2） 既にカードレス署名対応を行っている場合は大きな改修はない見込み（マイナンバーカードのドライバのインストール等が必要な場合あり）
- なお、HPKIカード不足に対する対応として、HPKIカード発行の遅れが電子処方箋の普及拡大の阻害要因にならないよう実施している「HPKIファストトラック窓口（申請サイト）」については、引き続き、運用を継続し、医療機関・薬局における電子処方箋の稼働を支援する。
 - （注3） 当該施設が電子処方箋に係るシステム改修完了済であること等の要件を満たす対象者に対して、本年3月31日に申請受付を開始済。

<医療機関・薬局における署名対応推移> ※詳細なイメージは次ページ



第1回電子処方箋等検討ワーキンググループ資料（令和5年6月8日）

③ マイナンバーカードを活用した電子署名 ：具体的な制度設計（現時点のイメージ）

○ HPKI認証局及びデジタル庁において、HPKIとマイナンバーカード（以下「MNC」という。）を紐付けることで、MNCでもHPKIの仕組みで電子処方箋への電子署名ができる仕組みを構築を検討中。

- ① 電子署名については、HPKIリモート署名の仕組みを用いて医師・歯科医師・薬剤師個人の現住所を含まないプライバシーに配慮した形での署名が可能（※）HPKI認証局への利用申請は引き続き必要（マイナポータルを活用し画面を構築予定）
- ② 原則MNCで1日1回PIN入力することで、処方箋発行時に自動で署名付与

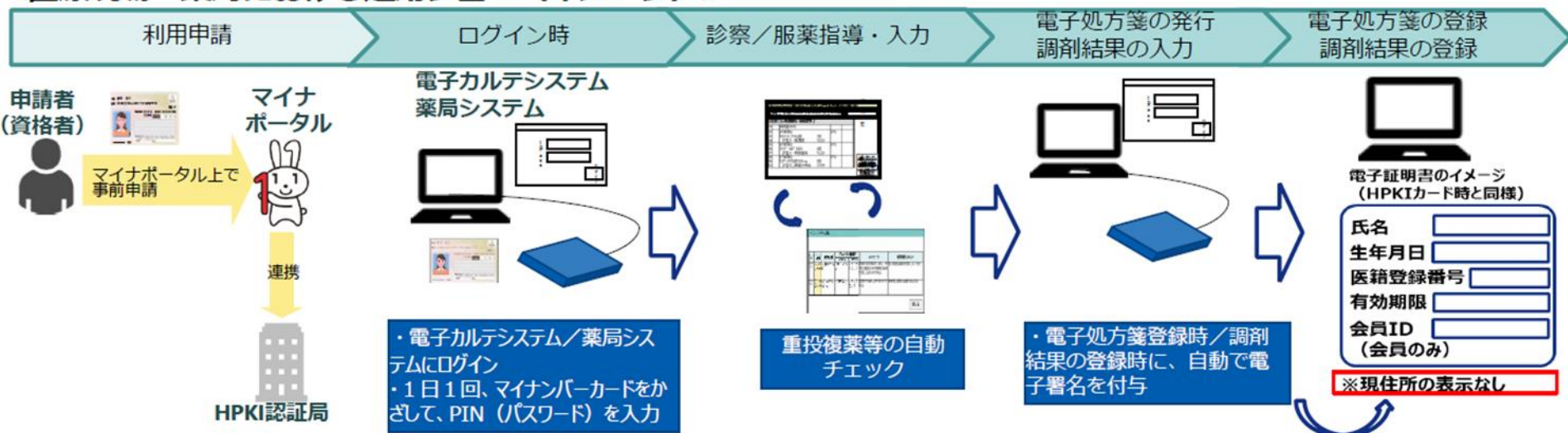


本年10月以降は、HPKIカードに加えてMNCを活用したHPKIリモート署名が可能となる予定。
稼働後は、認証局の判断により、HPKIカードの発行可否を決められるので、現下のカード不足の対応やコスト削減も可能。

（具体的な利用場面等）

- HPKIカードが不足する中、カード発行を待たずに、既に保有しているMNCを活用したHPKI署名が可能となる。
- HPKI申請時にマイナポータルやMNCを活用し、現在提出を求めている住民票（写）や身分証のコピー等が不要となる。
- HPKI申請からカードレス発行までに係る時間が短縮される見込みであるため、人事異動時で急遽、医師・歯科医師・薬剤師が電子処方箋に対応が必要となった場合に、医療機関における対応が円滑化が期待される。

<医療現場・薬局における運用フロー（イメージ）>



薬剤師資格証 (振り返りも兼ねて)



薬剤師資格証のサンプル

- 券面表記：薬剤師資格証
- 薬剤師免許証記載事項等を記載
- 顔写真あり
- 「薬剤師であることを証する」
との記載
- 電子証明書をICチップ内に格納
- 有効期限記載あり

薬剤師資格証（振り返りも兼ねて）



薬剤師資格証のサンプル

- 券面表記：薬剤師資格証
- 薬剤師免許証記載事項等を記載
- 顔写真あり
- 「薬剤師であることを証する」との記載
- 電子証明書をICチップ内に格納
- 有効期限記載あり



**「薬剤師」であることを
券面でも、電子署名でも証明できるもの**

薬剤師資格証とマイナンバーカードの違い

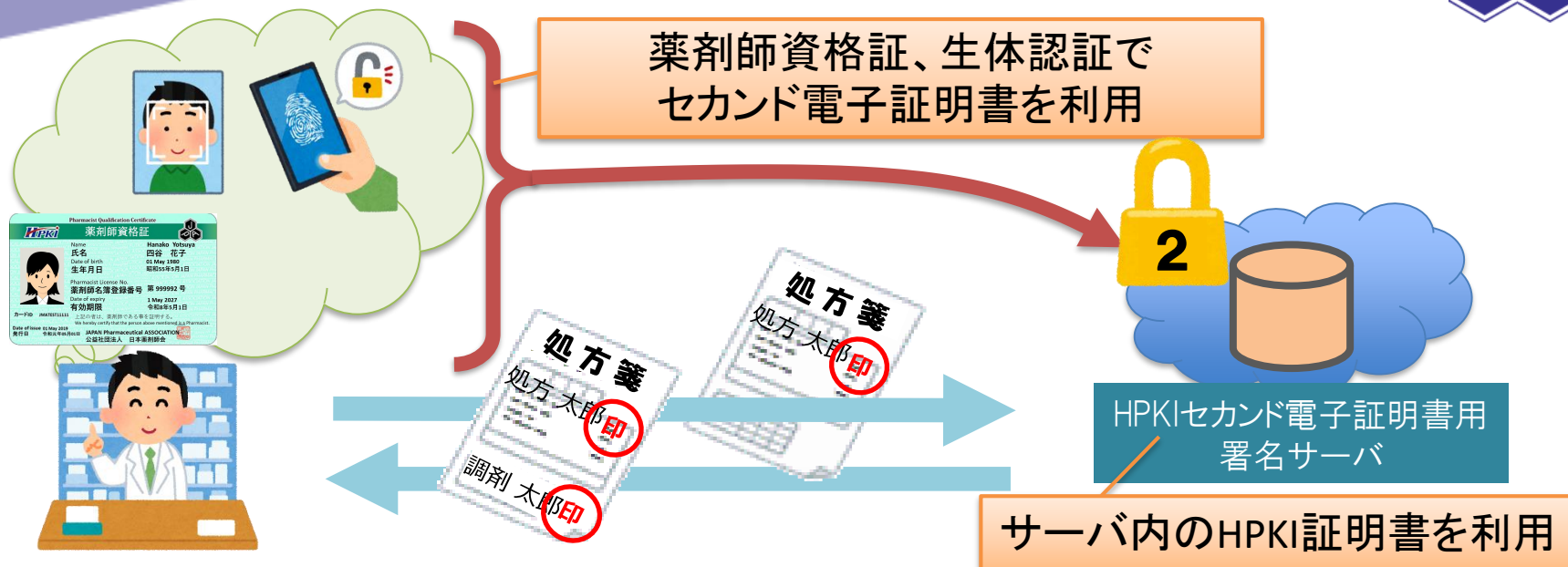


	薬剤師資格証	マイナンバーカード
券面		
	- HPKI署名 - 薬剤師資格証のICチップ内の電子証明書	- JPKI署名 - マイナンバーカードのICチップ内の電子証明書
証明	薬剤師である個人が電子署名したことがわかる。	電子署名で、個人が署名したことはわかるが、薬剤師であるかはわからない。
防止否認	本人は薬剤師としてパスワードを入力して電子署名するので、薬剤師として実施した行為であることを否認ができない	本人は個人としてパスワードを入力して電子署名するので、(資格とは関係なく)個人として実施した行為であることを否認できない。
検署名	既存のHPKIの基盤を利用して、薬局等で確認できる(電子処方箋なら医師のHPKI署名であることを確認できる)	- 相手個人のJPKI署名の検証は、JPKIの署名検証サービスを運用している会社と契約すれば可能。 - JPKIと医療資格を結びつけたインフラはないので、薬局等で医療資格は確認できない。
根拠	厚生労働省において基盤の設置要件等を策定(法には定められていない)	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

マイナンバーカードの活用方法



セカンド電子証明書の利用

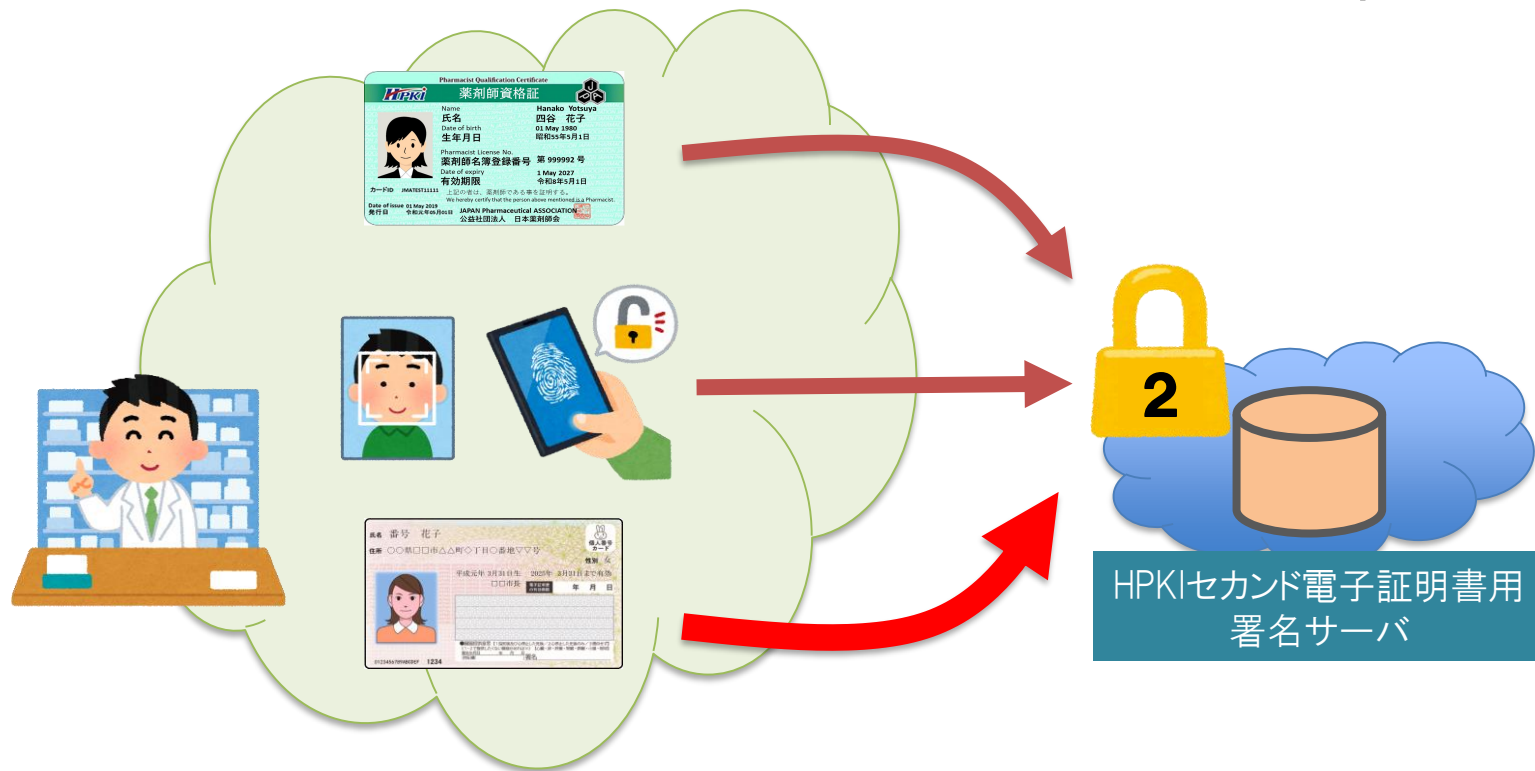


セカンド電子証明書の利用



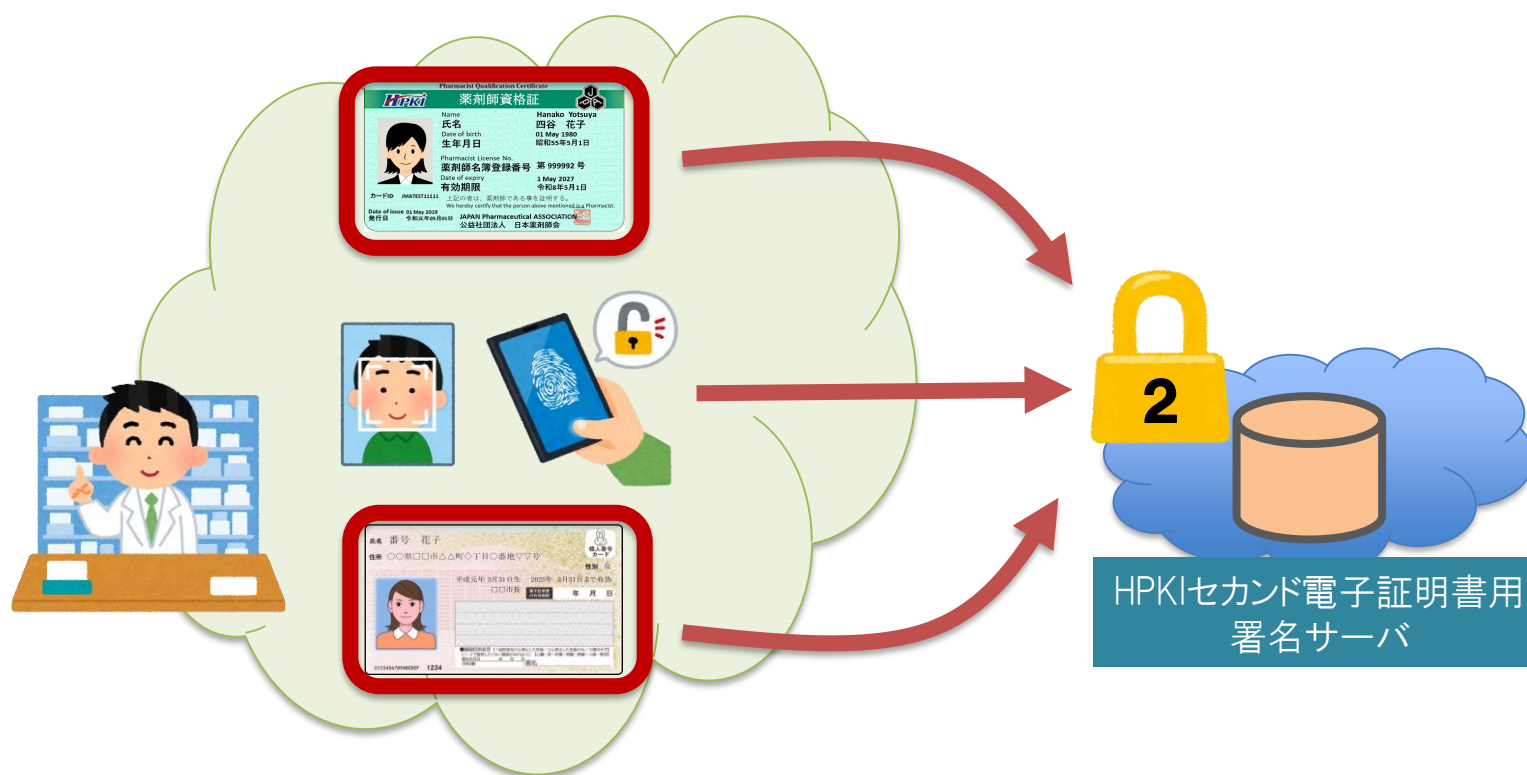
もう少し、詳細

薬剤師資格証・生体認証・マイナンバーカードのそれぞれをHPKIセカンド電子証明書と紐づける



厚労省等からの問い合わせ

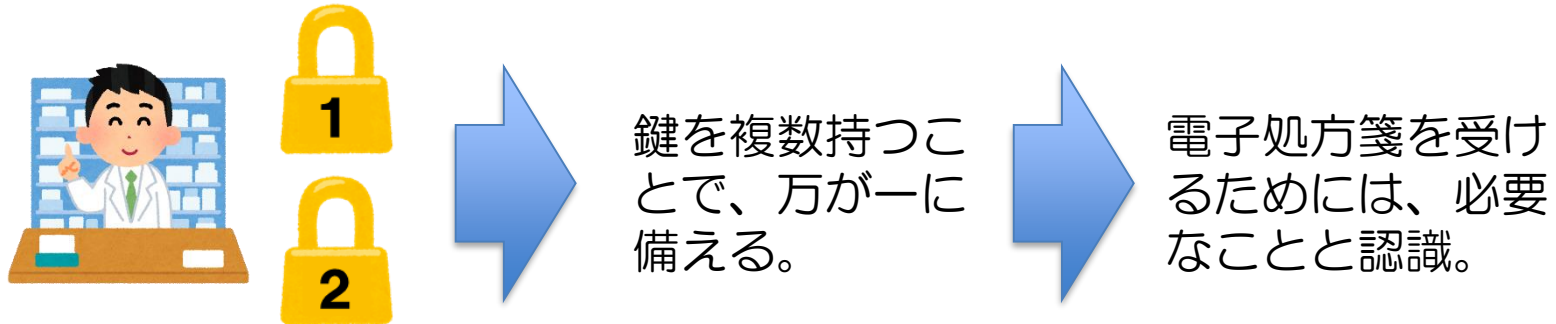
ICカード、2つとも必須？



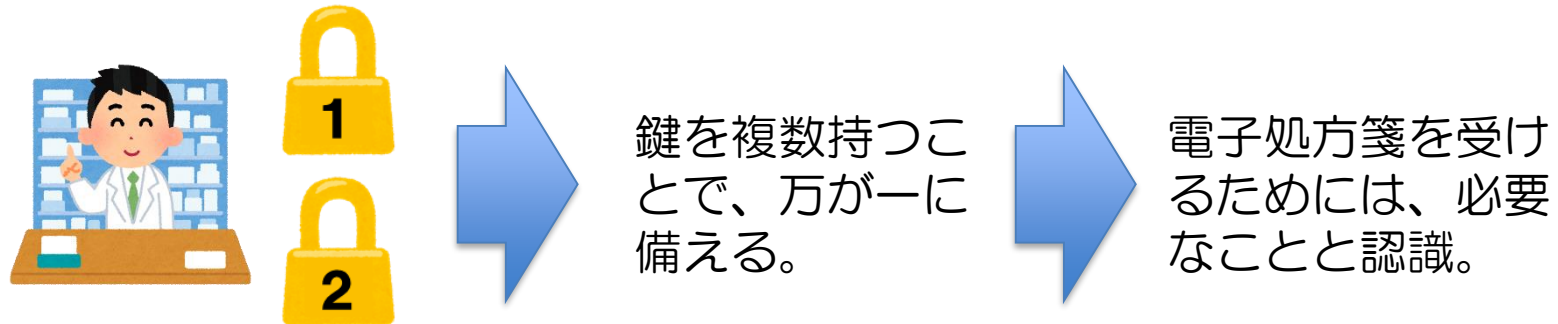
薬剤師資格証を発行しないと・・・

	薬剤師と確認できる 券面	HPKI電子証明書 (ICカード内)	HPKIセカンド 電子証明書
薬剤師資格証と セカンド電子証明書			
(マイナンバーカード)、 セカンド電子証明書	—	—	

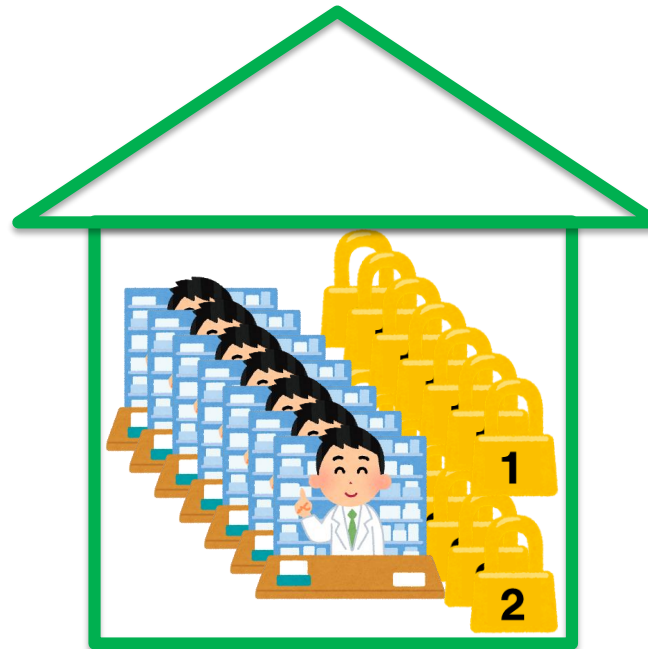
複数の鍵を保持することの利点



複数の鍵を保持することの利点

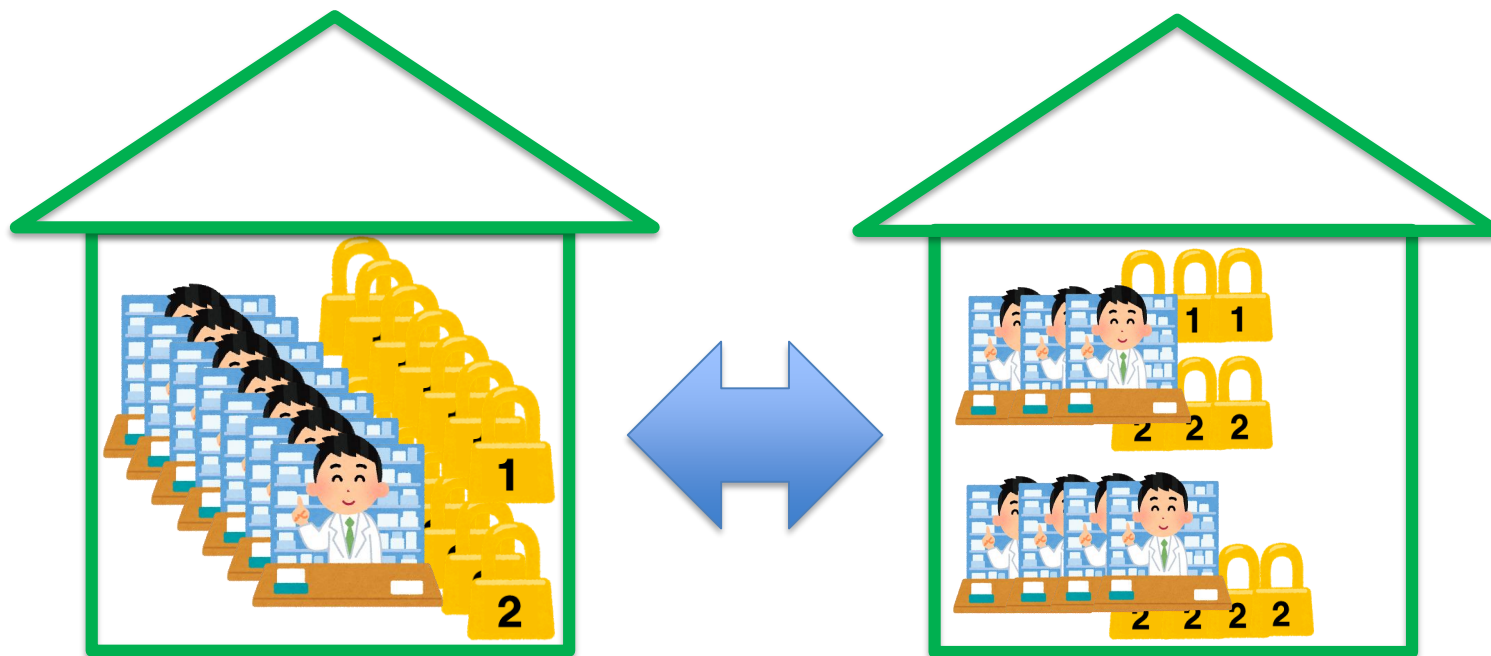


ただ、



薬局単位で考えた場合、
薬局勤務者全員の
二重化が必須？

薬局単位での判断？



電子処方箋を処理する際の、薬局としての機能維持を判断基準に、薬局毎の選択が可能となるよう、日薬認証局では、マイナポータル申請の場合は、薬剤師資格証（ICカード）を発行しないこととしました。

マイナポータル申請の開始


マイナポータル
よくあるご質問
メニュー

[トップページ](#) / [手続の検索・電子申請](#)

手続の検索・電子申請

手続の選択



引越しの手続

転出届の届出・転入届提出の来庁予定の申請



年金の手続

国民年金の免除・猶予申請等



パスポートの手続

パスポートの取得・更新・紛失等



医療等分野の電子署名利用申請

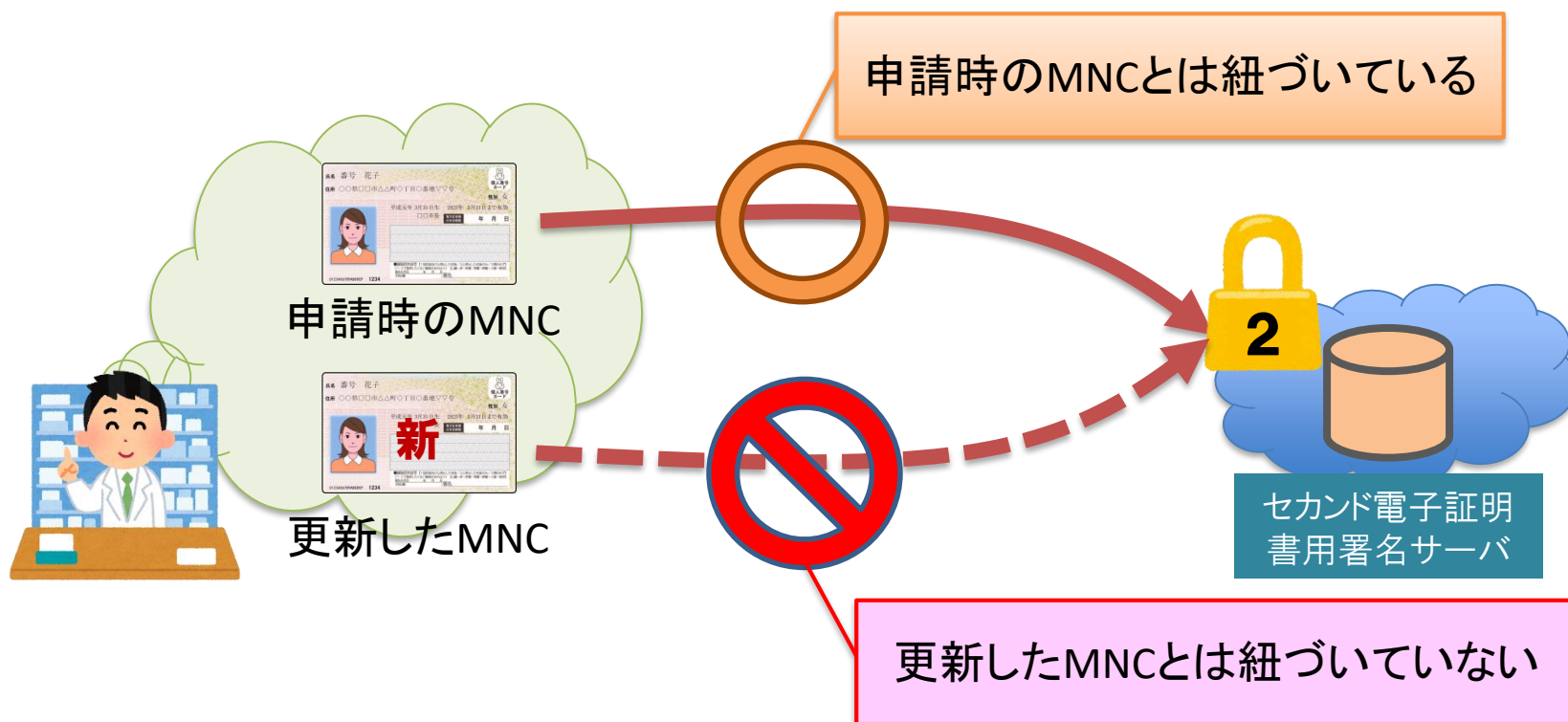
医療等分野の電子署名利用申請



お住いの市区町村への手続
(ぴったりサービス)

子育て・介護等の申請

現在、課題に対応中



紐づけ替えの仕組みの構築が必須

1. 薬剤師資格証の現状

2. この1年で起こったこと

– マイナンバーカードの活用

3. 薬剤師資格証のこれから

本日の話の流れ

1. 薬剤師資格証の現状
- 2. この1年で起こったこと**
3. 薬剤師資格証のこれから

1. 薬剤師資格証の現状

2. この1年で起こったこと

－ デジタル薬剤師資格証

3. 薬剤師資格証のこれから

薬剤師資格証を発行しないと・・・【再掲】



	券面	HPKI電子証明書 (ICカード内)	HPKIセカンド 電子証明書
薬剤師資格証、 セカンド電子証明書			
(マイナンバーカード)、 セカンド電子証明書	—	—	

薬剤師資格証を発行しないと・・・【再掲】



	券面	HPKI電子証明書 (ICカード内)	HPKIセカンド 電子証明書
薬剤師資格証、 セカンド電子証明書	 カードの持ち歩きが必須	1	2
(マイナンバーカード)、 セカンド電子証明書	—	—	2
	券面情報が無くなるので不便		

デジタル薬剤師資格証の発行



薬剤師名簿登録番号をバーコード化し、下にその数字を表示しています。研修会受付等での利用を想定しています。

ブロックチェーンと連動した真贋判別用のQRコードです。スクリーンショット等による不正利用を防ぐため、有効期間を30分としています。

スクリーンショット等による不正利用を防ぐため、JPAロゴが変形します。

表示されている画面が、正しい手順を踏んで表示されていることを示します。

大規模災害への派遣時等、現地で通信が使えない時は、派遣前にPDF版のデジタル薬剤師資格証をダウンロードし、印刷が可能です。通信が回復した後に、現地で検証可能な真贋判別用のQRコードが印刷されます。

デジタル薬剤師資格証の表示例(1/31時点)

- カードレス化や災害時での携帯性を考慮し、薬剤師資格証を携帯しなくても示せる資格(身分)証明として発行
- 薬剤師資格証のデジタル版として、スマートフォン等の画面で薬剤師資格証券面に相当する情報を表示する仕組み
- ブロックチェーンを利用したデジタル証明書発行サービス「CloudCerts^R(クラウドサーツ:株式会社サイバーリンクス)」を採用

デジタル薬剤師資格証を追加

	券面	HPKI電子証明書 (ICカード内)	HPKIセカンド 電子証明書
薬剤師資格証、 デジタル薬剤師資格証、 セカンド電子証明書			
(マイナンバーカード、) デジタル薬剤師資格証、 セカンド電子証明書			

1. 薬剤師資格証の現状

2. この1年で起こったこと

－ デジタル薬剤師資格証

3. 薬剤師資格証のこれから

本日の話の流れ

1. 薬剤師資格証の現状
- 2. この1年で起こったこと**
3. 薬剤師資格証のこれから

1. 薬剤師資格証の現状

2. この1年で起こったこと

– **想定外の出来ごと等**

3. 薬剤師資格証のこれから

特殊な運用（すべて運用途中での要請）

- 電子処方箋実証地域への優先発行
 - 例外スキームの構築
- 薬剤師資格証取得への国の補助金の適用
 - 申請者には補助金分を差し引いて請求とされたが、既発行者(約1.2万人)にも遡り適用とされた。しかし、返金に関する振込料や事務費用等は日薬持ち。
 - 10/27までの人は対象外だが、日薬会員に限り、補助金と同額を本会が補填(費用は本会の持ち出し)
- セカンド電子証明書先行発行対象者へのICカード優先追加発行(ファストトラック)
 - 例外スキームの構築
- 電子処方箋モデル地区への優先発行
 - 例外スキームの構築

想定以上に苦勞した運用

- 申請書等の記載ミス等の多発
 - 過去実績の約30倍も発生。審査処理の遅延。
- 二重申請の発生
 - 工程は、申請→審査→入金→発行の順。発行前に別に申請する人がチラホラ。
 - 会社と言われて等々の申請だったのか、申請自体をあまり記憶しておらず、複数回申請した等々。
- 連絡先変更の多発
 - 申請から発行までの間(約3ヶ月(当時))で変わってしまう。
- 後追い発行のICカードが受取りされない(既出)

1. 薬剤師資格証の現状

2. この1年で起こったこと

— **想定外の運用等**

3. 薬剤師資格証のこれから

本日の話の流れ

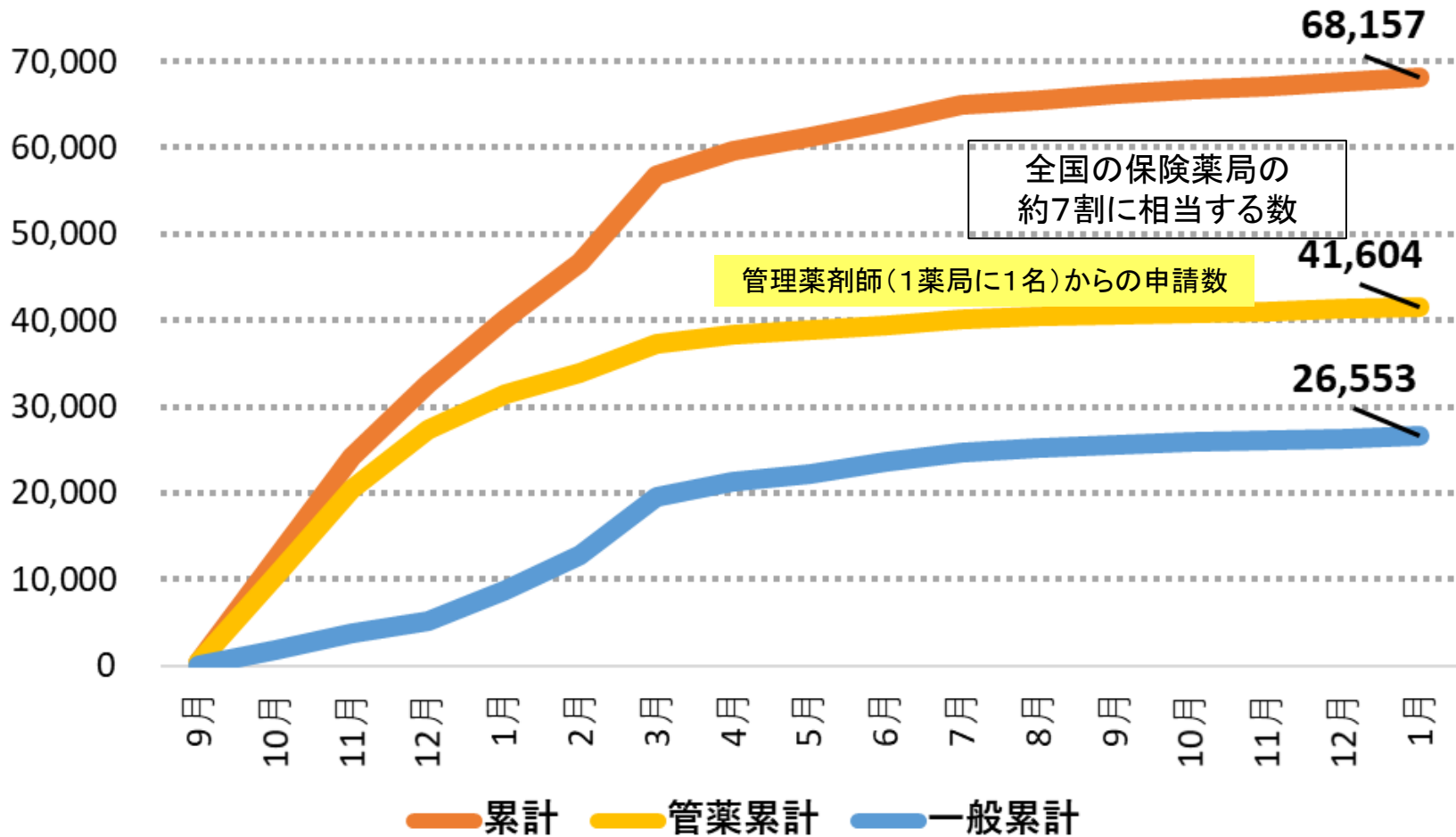
1. 薬剤師資格証の現状
- 2. この1年で起こったこと**
3. 薬剤師資格証のこれから

本日の話の流れ

1. 薬剤師資格証の現状
2. この1年で起こったこと
- 3. 薬剤師資格証のこれから**

申請区分ごとの郵便到着累計

申請区分ごとの郵便到着累計



医療機関・薬局における電子処方箋システムの導入状況

(2024/03/03時点)

		1. 利用申請済み施設数	2. 運用開始施設数	
2022 概数	全体	69,295 施設	15,380 施設	
8,156	病院	1,512 施設	38 施設	18.5%
105,182	医科診療所	24,039 施設	1,085 施設	22.9%
67,755	歯科診療所	13,064 施設	51 施設	19.3%
61,791	薬局	30,680 施設	14,206 施設	49.7%

(※1) 利用申請済み施設数とは、医療機関等向け総合ポータルサイトで、電子処方箋の利用規約に同意し、利用申請を行った施設数をいう。

(※2) 運用開始施設数とは、電子処方箋の発行又は電子処方箋に基づく調剤が可能となる日（運用開始日）を医療機関等向け総合ポータルサイトで入力した施設であって、当該運用開始日が経過している施設をいう。

厚労省HP:電子処方せん対応の医療機関・薬局についてのお知らせ

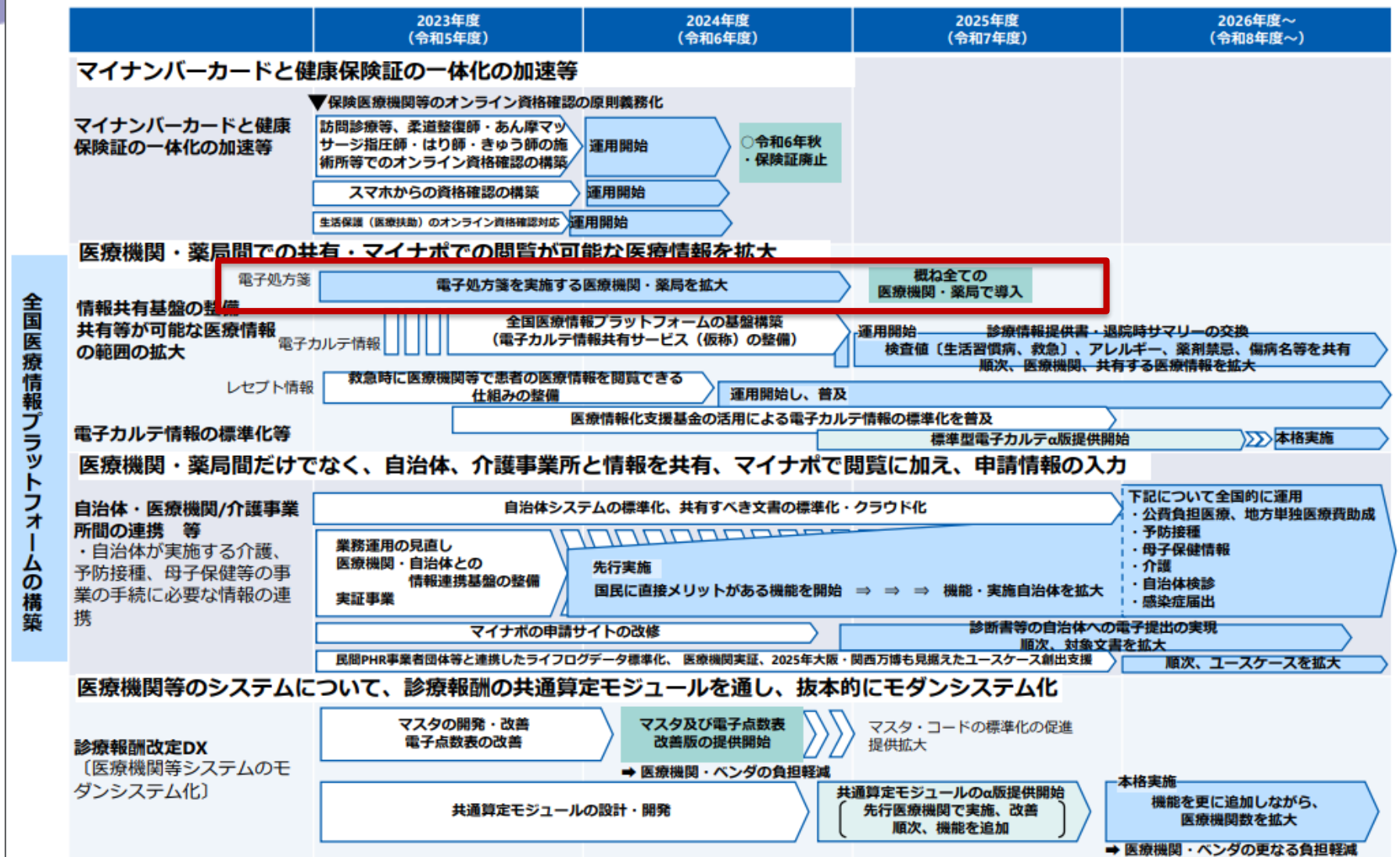
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushisetsu.html

令和4(2022)年医療施設(動態)調査・病院報告

厚生統計要覧(令和4年度)>第2編 保健衛生 第4章 薬事

集計時期が異なるので、
参考値です。

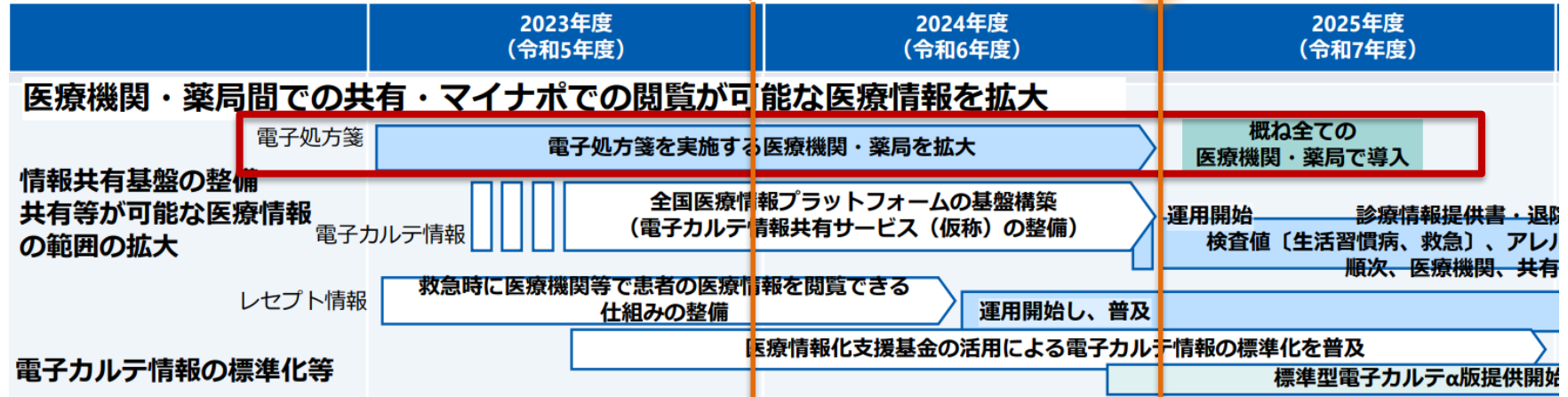
医療 DX の推進に関する工程表〔全体像〕



（経済財政運営と改革の基本方針2022で記載された）医療DX推進本部が令和5年6月2日に策定

電子処方箋部分を拡大

今、ここ → 導入完了？



電子処方箋・電子カルテ情報共有サービス

電子処方箋については、その全国的な普及拡大に向けて、対象施設について戦略的に拡大し、利便性を含めた周知広報や電子署名への対応に取り組むとともに、**2025年3月までに、オンライン資格確認を導入した概ねすべての医療機関・薬局に導入することを目指して必要な支援を行う。**また、電子処方箋の普及とともに多剤重複投薬等の適正化を進める。具体的には、2023年度内にリフィル処方等の機能拡充を実施するほか、2024年度以降、院内処方への機能拡充や重複投薬等チェックの精度向上などに取り組む。

医療DXの推進に関する工程表(医療DX推進本部令和5年6月2日策定)

診療報酬改定もある中、あと約12ヶ月半で・・・？

電子処方箋導入促進のための厚生労働省における今後の取り組み

導入が進まない要因

①周囲の医療機関・薬局が導入していない
(導入施設数が限られ、緊要性を感じない)

②複数のシステム改修が次々と(断続的に)必要となることによる負担増大

③電子署名対応に手間がかかる
(物理カード不足・発行遅延、カードリーダ不足、カードレス署名に必要なスマホ不足)

④導入しても問題なく使えるかどうか不安

⑤患者からの要請がなく、ニーズを感じない

導入に向けた対応策

①公的病院を中心に導入推進を強化

②複数のシステム改修の一体的な導入を推進

③マイナンバーカードを活用した電子署名の仕組み構築、カードレス署名の推進、システムベンダへの早期導入呼び掛け

④先行して実施している施設の取り組みや、各種好事例/成功事例の発信

⑤国民向け周知を強化

医療機関と薬局のミスマッチ？

- 全薬局数は約6.2万軒。すでに5割の薬局は、電子処方箋の受付に向け対応中。
- ただ、医療機関が電子処方箋を発行しようと考えても、近隣の薬局が対応していない場合もある。



- 医薬分業の初期の頃と同じく、面での対応が重要で、地域の患者さんに不便をかけないためにも、地域の三師会等での調整が望まれる。

2023/2/27 第1回電子処方箋推進協議会 本会役員発言

電子処方箋以外への利用促進

・診療報酬上での評価



電子紹介状を送る医療機関

■ 検査・画像情報提供加算

- ・ 退院する患者の場合200点
- ・ 外来患者30点



要件を満たせば、IT加算
やIT評価料を算定できる。

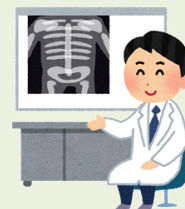
IT加算は算定できる。
評価料の項目は無い。

IT加算の項目は無い。

電子紹介状を受け取る医療機関

■ 電子的診療情報評価料

- ・ 一律30点



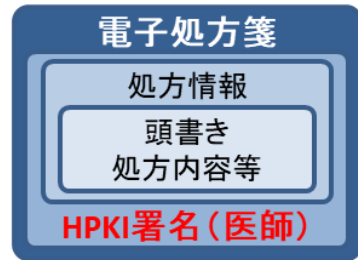
電子紹介状を受け取る薬局 服薬情報提供書を送る薬局



医療機関は検査・画像情報提供加算を算定可能となったこともあり、やり取りに必要な「医師資格証」の発行が増加。さらに、電子紹介状を念頭に置いた「文書交換サービス」を(間接的に)日医がサービスイン。

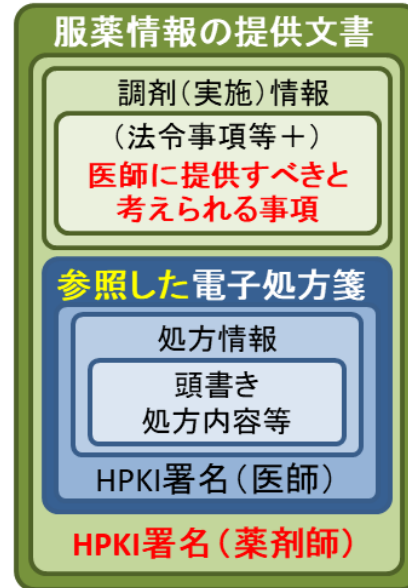
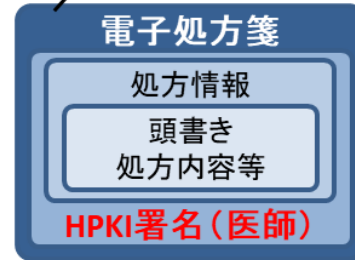
電子処方箋の仕組みをほぼ変えずとも・・・

調剤済電子処方箋

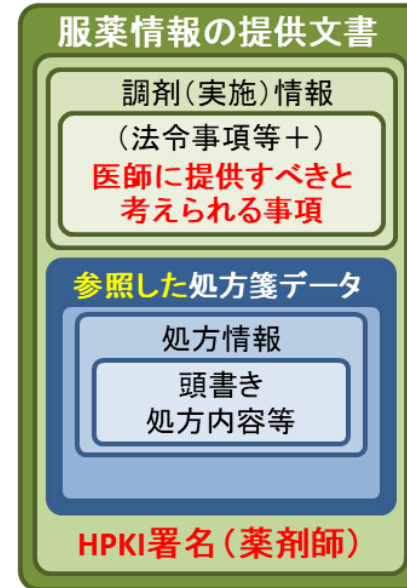
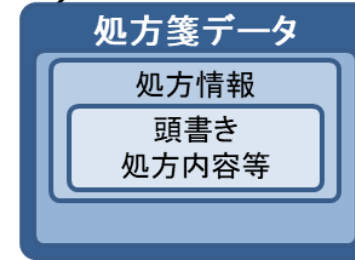


処方箋と1対1対応

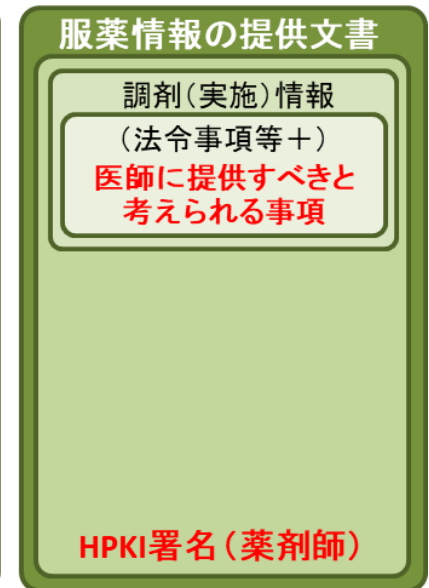
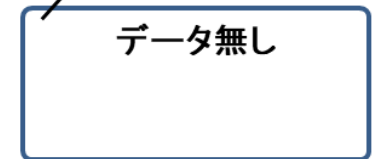
電子処方箋を交付した場合



紙の処方箋を交付し、データのみ登録



データ登録無し、または、処方箋なし



処方箋の発行があっても無くても、必要に応じ作成可能

終わりに

医療資格の電子的な確認の手段としてのHPKIは、これからも医療現場で必要とされる仕組みと考えています。

利用シーンの拡充に向けて、着実に対応を重ねたいと思います。